

# 民事執行手続に関する研究会について

- **民事執行法**は昭和54年の制定後、**社会情勢の変化に応じて改正**されてきた。
- 近時、**新たなニーズ・検討課題**が具体的に指摘されている。
- 適時の法改正をするためには、**早期に論点を整理する必要**がある。

## 【主な検討項目】

### 財産開示手続等の実効性の向上

#### 【検討の必要性】

現行制度には、債務者が出頭しない、開示内容が真実か分からない等の問題があるとの指摘があり、制度の実効性を向上させる必要がある。

#### 【背景】

すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議において養育費の履行を確保するための中期的課題として取り上げられている。

#### 【課題】

- ・ 債務者の出頭確保手段の在り方
- ・ 債務者以外からの情報収集の是非
- ・ 個人情報保護の要請との調和

### 不動産競売での暴力団員の買受け防止

#### 【検討の必要性】

不動産取引等からの暴力団排除の要請を踏まえ、暴力団員等が不動産競売を通じて不動産を取得することを防止する必要がある。

#### 【背景】

「世界一安全な日本」創造戦略において「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する。」と閣議決定された。

#### 【課題】

- ・ 憲法上の問題点
- ・ 排除すべき暴力団関係者の範囲
- ・ 落札者の暴力団員性の認定の方法

### 子の引渡しの強制執行の規律の明確化

#### 【検討の必要性】

現在、子の引渡しに関する強制執行手続の規定がない。子の福祉を図るため、規律を明確化する必要がある。

#### 【背景】

国際的な子の返還については、ハーグ条約実施法により強制執行手続の規定が設けられた。

#### 【課題】

- ・ 直接子の身柄を移す執行方法の是非
- ・ 執行対象となる子の年齢
- ・ 子の引渡しの実現の要請と子の福祉を図ることとの調和

これらの課題を  
検討するために

#### 【メンバー】

学者、実務家  
関係機関

平成27年10月から、研究会の会合が開催され、法務省も担当者が参加

# 再婚禁止期間に関する最高裁判決について

## 判決の内容

### 1. 事案の概要

平成20年に6か月の再婚禁止期間の経過を待って再婚した上告人が、女性についてのみ再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定(本件規定)は憲法14条1項及び24条2項に違反すると主張し、本件規定を改廃する立法措置をとらなかった立法不作為の違法を理由に、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案。

### 2. 国家賠償請求について

#### (1) 結論

上告棄却 (国家賠償請求は認められない。) ※反対意見1名あり

#### (2) 理由の要旨

平成20年当時において、再婚禁止期間のうち、100日超過部分が憲法14条1項及び24条2項に違反するものとなっていたことが、国会において明白であったということは困難である。

### 3. 民法733条1項の定める再婚禁止期間について

#### (1) 結論

100日超過部分は、平成20年当時において憲法14条1項及び24条2項に違反する。

#### (2) 理由の要旨

①100日の再婚禁止期間 → 合憲 ※違憲とする意見2名あり

- ・ 再婚禁止期間の立法目的は、民法772条による父性の推定の重複を回避することにある。
- ・ 100日の再婚禁止期間の定めは立法目的の関係で合理的であるといえる。

②100日超過部分 → 違憲

- ・ 100日超過部分は、父性の推定の重複を回避するために必要とはいえない。
- ・ 100日超過部分は、かつては父子関係をめぐる紛争の防止のために意義を有していた。
- ・ 医療や科学技術の発達及び社会状況の変化等に伴い、遅くとも平成20年当時においては婚姻をするについての自由に対する過剰な制約となり、違憲となっていた。

## 判決への対応

### 1. 民法の改正について

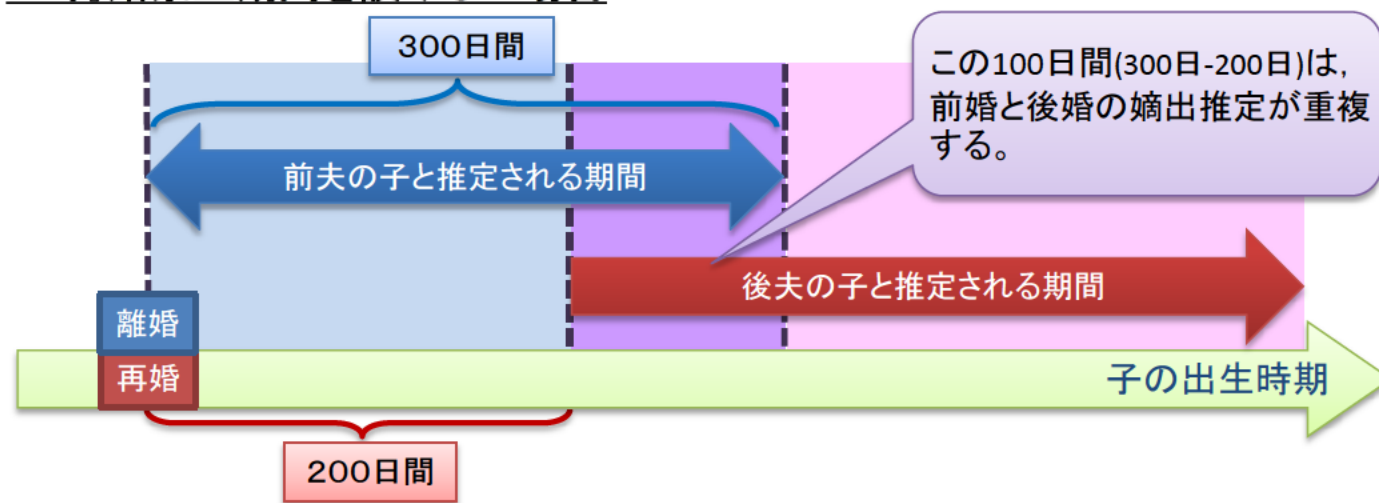
早期に民法733条1項を改正して「六箇月」を「百日」に改める必要がある。

### 2. 戸籍事務について

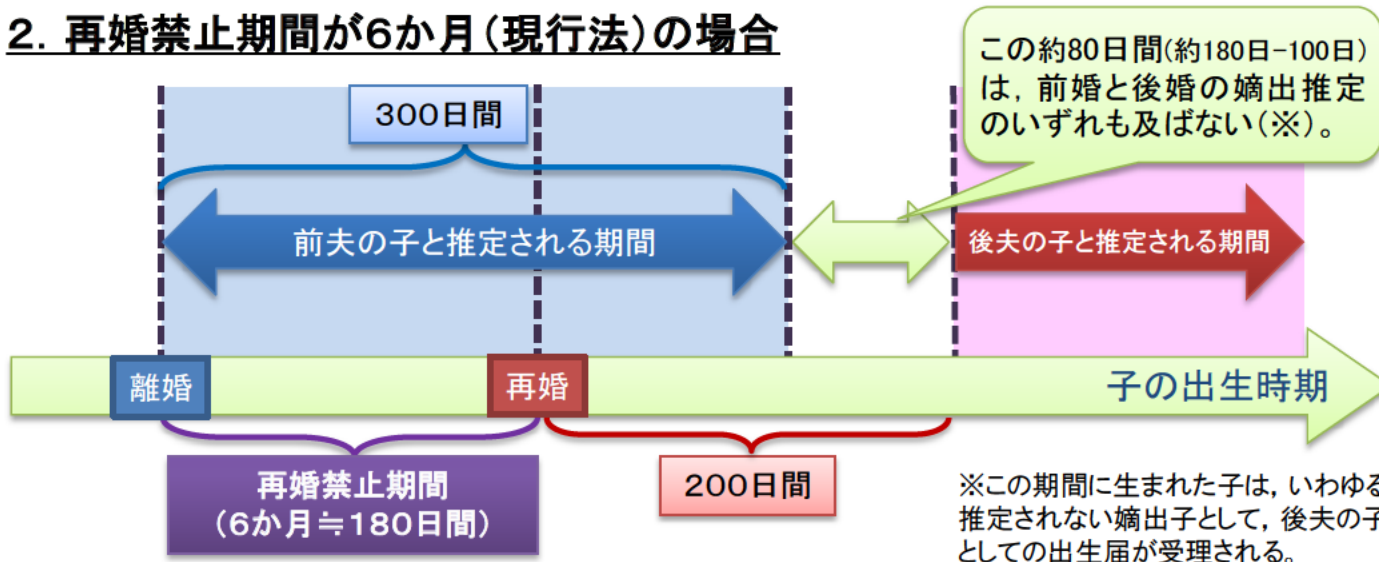
上記改正までの取扱いとして、離婚後100日を経過した後に婚姻の届出がされた場合には受理することとする(判決言渡後、戸籍事務を所管する市区町村に通知済み)。

# 再婚禁止期間(民法第733条)について

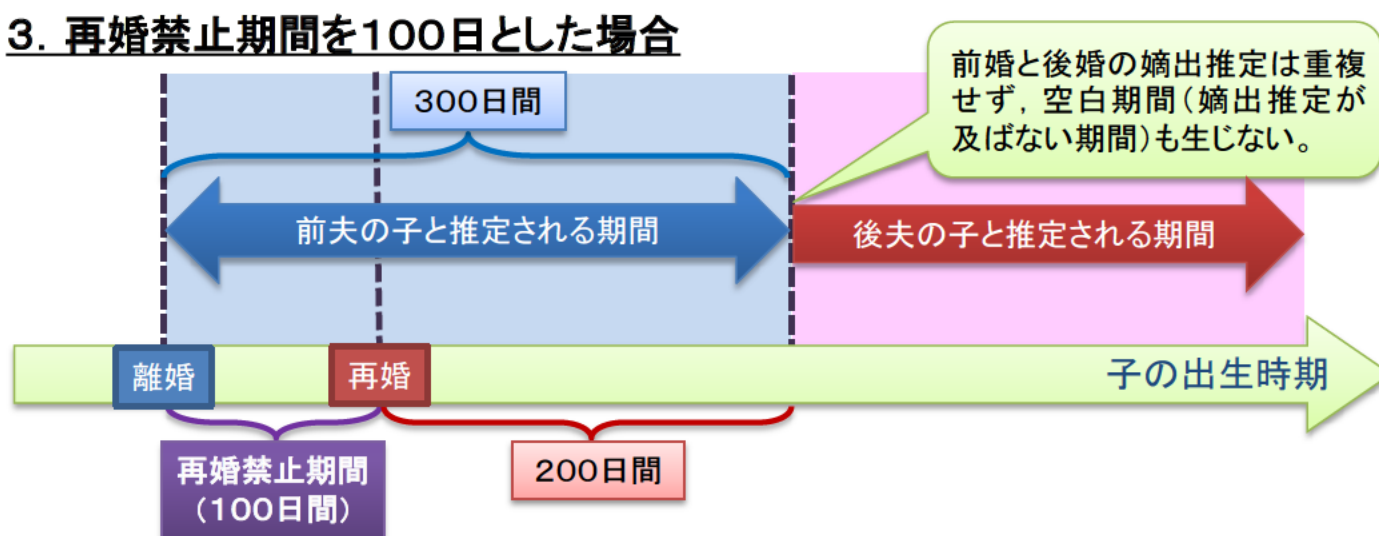
## 1. 再婚禁止期間を設けない場合



## 2. 再婚禁止期間が6か月(現行法)の場合



## 3. 再婚禁止期間を100日とした場合



民法第733条(再婚禁止期間) ※2項は省略

1項 女は、前婚の解消又は取消しの日から6か月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

民法第772条(嫡出の推定)

1項 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定される。

2項 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

# 民法の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から6か月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改める等の措置を講ずる。

## 法律案の具体的内容

### 再婚禁止期間の短縮

民法第733条第1項の定める再婚禁止期間を6か月から100日に短縮する等の措置を講ずる。

(参考)民法

(再婚禁止期間)

**第733条** 女は、前婚の解消又は取消しの日から6か月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

2 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。